

精神障がい者の暮らしを支える仕組み～訪問による支援～

訪問看護、ホームヘルプ、ACT…自らサービスや支援に「つながりに行く」ことが難しい精神障がいのある人が利用しやすい、訪問による支援の種類が増えてきました。

寧楽ゆいの会后援会は、5月27日（土）に天理医療大学で、第27回こころの講演会「精神障がい者の暮らしを支える仕組み～訪問による支援～」を行ないました。今回はシンポジウム形式で、家族や支援関係者、当事者など83人が参加しました。

ファシリテーターの相談支援事業所「リベルテ」の野原潤さんは、訪問という支援方法が当然になってきた現在に至るまでの歴史を振り返りました。1965年に精神衛生法が改正され、国策により精神科病院が濫し社会的入院が増えたこと、95年施行の精神保健福祉法以降、外来医療の幅が広がり、デイケアも認められたこと、地域生活支援センターや居宅介護による訪問支援が始まったこと…。その後、訪問看護ステーション「ののはな」の向川麻子さん、ホームヘルプステーション「ぐっど・たいむ」の田岡めぐみさん、訪問型支援もしている生活訓練事業所「こもれび」の福田陽子さんが、それぞれの見地から実践例を話しました。



向川さんは、訪問看護で関わったケースをいくつか紹介しました。入院をせずに過ごせるようになった人、自分からSOSを出せるようになった人、家族や近所の人と良い関係を保てるようになった人…長年、布団から起き上がることがなかった人が、粘り強い働きかけの後、入浴を促したところ自力で入浴できたということもありました。12年間の訪問看護の経験から、病気になる前の能力が低下しているわけではなく、その能力を引き出すための関わりが必要だと感じました。訪問看護は最初に関わる支援者になることが多いため、その後に支援の輪を広げるためにも、自宅訪問を受け入れてくれるまでを特に丁寧に関わっています。

田岡さんは、「精神障がいのある人へのホームヘルプでは、衣食住への支援は媒体。生活を見て病状や気持ちの揺れに寄り添うことが役割」だと感じています。また、「病気や生活上のアクシデントの波が押し寄せるが、ヘルパーは船の浮きで、船の帆先を決めるのは利用者自身。ヘルパーが漕いでいるような支援は続かない」と話しました。

福田さんが実践している県内でも少ない「訪問型」生活訓練は、原則2年の期限があることが、他と大きく異なります。「訓練」ということもトレーニングや指導ということではなく、福田さんは「自分の夢実現事業」のような名称が適切だと考えています。自宅から出かけたいができない人、生活に必要なスキルを身につけたい人、公共交通機関を使えるようになりたい人などが対象です。一人ひとりの夢に向かって、夢が何なのかを考えるために自分を知るところから始め、できることが増えるように、自分で考える・選択することができるように支援しています。



利用者を生活者と捉え、自分らしく暮らせるよう関わっていること、変化を焦らないこと、本人の力を信じて周囲の考えを押し付けないこと、他機関との連携を大切にしていることなど、三者の重要視していることは共通していました。